

第5回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年10月28日（水）午後4時00分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和2年10月28日(水) 16時00分
2. 閉会時間 令和2年10月28日(水) 16時30分
3. 開催場所 市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さん、こんにちは。只今より、第5回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、
・番・・・委員、は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、
・番・・・委員、
・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおり、4件5筆6,699平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件3筆2,388平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件1筆223.28㎡の届けがありました。

現地確認は、10月2日に・・・会長代理、・・・委員に行っていただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番と関連がありますので、農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について説明

します。

この案件につきましては、第1号議案の1番の申請地と第1号議案の2番の申請地を交換するための申請であることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

まず、1番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 36平方メートルが交換となる申請地です。

取得後の耕作面積は、8,062.82平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、2番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ2番に記載のとおりで、畑 1筆 50平方メートルが交換となる申請地です。

取得後の耕作面積は、5,498.13平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番の譲受人は、農家で、70年の農作業歴があります。

子と2人で農業を営んでおり、ねぎ・さつま芋を作付し、通作距離は徒歩で2分ということで、問題なしと見て参りました。

また、2番の譲受人は、農家で、12年の農作業歴があります。

ネギを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地310平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側、南側は道路、西側は転用許可済地となっております。切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、申請地1, 837平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は水路となっております。造成し石垣を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ3番に記載のとおりで、申請地330平方メートルを譲り受け、工場の緑地用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人の宅地、東側は道路、南側は譲受人の雑種地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

賃借人及び貸借人は、議案集4ページ4番に記載のとおりで、申請地1,605平方メートルを借り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は貸借人の雑種地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となつ

ております。

造成し石垣を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ5番に記載のとおりで、

申請地342平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側、南側は農地、西側は譲渡人の宅地となっております。現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ6番に記載のとおりで、

申請地4，948平方メートルを借り受け、隣接する雑種地と共に鶏舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地及び第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設への転用であることから、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は農地、東側は賃貸人の山林、

南側は宅地、西側は雑種地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ、汚水は鶏糞と共に賃借人の発酵施設にて処理となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番についてご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ7番に記載のとおりで、申請地1, 032平方メートルを譲り受け、木造平屋建サービス付き高齢者向け住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外でおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある

農地（農地法施行令第12条1号）であることから、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号ハ・農地法施行規則第35条5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」）に該当するため、許可が可能と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は譲受人の宅地及び道路、東側は譲受人の雑種地、南側及び西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は溜枡へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 7件 15筆 15,926 m²

耕作権の再設定 6件 18筆 15,780 m²

合計 13件 33筆 31,706 m²です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、3件 5筆 3,112 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の10ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、8筆8,140平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

1番及び2番の受け手の貸借後の耕作面積は、27,286平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、管理機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4人で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

3番の受け手の貸借後の耕作面積は、14,589平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、リフト1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3人で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

4番から8番の受け手の貸借後の耕作面積は、5,390平方メートル、農機具はトラクター1台、テラー1台、マルチャー1台の農業機械器具を所有し、農業従事者は1人で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第5回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第5回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分